

安全衛生活動 R4.10月号



十月に入りもう今年も残りあとわずかとなりました。一年を無事に締めくくれるよう残り三か月、無事故無違反で終えたいですね。特にその中でも気を付けたいのがスピード違反。みなさん無意識にスピードを出しすぎたりしていないでしょうか。毎日運転するからこそ改めて意識していただけたらと思います。なので今回は交通違反の中でも件数が多い違反の一つ、スピード違反について書いていきたいと思えます。

スピード違反の定義や処分について

そもそもスピード違反とは道路に設置された標識や標示に書かれた最も速く走れる速度のこと。標識等はない道路においては一般道では六十キロ、高速道路では百キロと定められています。この速度を一キロでも超えたら違反となります。違反になると超えた速度によって点数が引かれ、二十九キロ以下までなら九千円、一万八千円の罰金を取られます。また、一般道では三十キロ以上、高速道路では四十キロ以上の速度を出すと免許停止、または取り消しになります。そうなるってしまうと仕事はおろか、生活にまで支障をきたしてしまうことになり得ます。そして反則金と刑事処分として罰金が科せられ、大きな金額を支払うこととなります。

無事故無違反で今年を終えれるように



今年も残すところわずかではあります。まだまだ忙しい日々が続くかと思えます。毎日運転しているからどこかで気のゆるみ等が出やすくなることがあるかと思えます。しかしここはしっかり気を引き締め、スピード違反に限らず、車での違反や事故を起こさないよう自分の日々の運転を見つめ直しましょう。